

令和4年度かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会

# かかりつけ薬剤師・薬局に 求められる機能とあるべき姿

令和5年3月17日

公益社団法人 日本薬剤師会

常務理事 長津 雅則

# 振り返り

# 薬局の機能と目指す姿(考え方の整理)

平成27年10月「患者のための薬局ビジョン」(厚生労働省)

薬局の機能として、以下の3つの機能を整理

- かかりつけ薬局・薬剤師が持つべき機能
- 健康サポート機能・・・国民の病気の予防や健康サポートに貢献
- 高度薬学管理機能・・・高度な薬学的管理ニーズへの対応

**これら機能は、すべての薬局が有すべき機能**

# 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等 の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の概要

（厚生労働省資料）

## 改正の趣旨

国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、制度の見直しを行う。

## 改正の概要

### 1. 医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善

- (1) 「先駆け審査指定制度※」の法制化、小児の用法用量設定といった特定用途医薬品等への優先審査等  
※先駆け審査指定制度 … 世界に先駆けて開発され早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、優先審査等の対象とする仕組み
- (2) 「条件付き早期承認制度※」の法制化  
※条件付き早期承認制度 … 患者数が少ない等により治験に長期間を要する医薬品等を、一定の有効性・安全性を前提に、条件付きで早期に承認する仕組み
- (3) 最終的な製品の有効性、安全性に影響を及ぼさない医薬品等の製造方法等の変更について、事前に厚生労働大臣が確認した計画に沿って変更する場合に、承認制から届出制に見直し
- (4) 継続的な改善・改良が行われる医療機器の特性やAI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度の導入
- (5) 適正使用の最新情報を医療現場に速やかに提供するため、添付文書の電子的な方法による提供の原則化
- (6) トレーサビリティ向上のため、医薬品等の包装等へのバーコード等の表示の義務付け 等

### 2. 住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直し

- (1) 薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務  
薬局薬剤師が、患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する努力義務 } を法制化
- (2) 患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局※の知事認定制度（名称独占）を導入  
※①入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）  
②がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）
- (3) 服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、テレビ電話等による服薬指導を規定 等

### 3. 信頼確保のための法令遵守体制等の整備

- (1) 許可等業者に対する法令遵守体制の整備（業務監督体制の整備、経営陣と現場責任者の責任の明確化等）の義務付け
- (2) 虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度の創設
- (3) 国内未承認の医薬品等の輸入に係る確認制度（薬監証明制度）の法制化、麻薬取締官等による捜査対象化
- (4) 医薬品として用いる覚醒剤原料について、医薬品として用いる麻薬と同様、自己の治療目的の携行輸入等の許可制度を導入 等

### 4. その他

- (1) 医薬品等の安全性の確保や危害の発生防止等に関する施策の実施状況を評価・監視する医薬品等行政評価・監視委員会の設置
- (2) 科学技術の発展等を踏まえた採血の制限の緩和 等

## 施行期日

令和2年9月1日（ただし、1.(3)のうち医薬品及び再生医療等製品について、1.(5)、2.(2)及び3.(1)(2)については令和3年8月1日、1.(6)については令和4年12月1日、3.(4)については令和2年4月1日）

# 法改正に至る議論の経緯(日本薬剤師会の考え方)

## ①薬局機能の明確化

- 薬局が備えるべき役割・機能について、法律上、改めて明確化する。
- その上で、地域住民が薬局を適切に選択できるよう、各薬局が有する機能の表示方法や表示できる機能分類を明確化する。

## ②多店舗展開を行っている薬局におけるガバナンスの確保

- 薬局開設者・管理者の更なる責任の明確化や罰則等の整備。
- 法律上明確になっていない中間的統括者等の位置付けやその責任等についても整理する(開設法人への罰則規定の明確化等)。

## ③地域医薬品供給体制確保計画(仮称)の整備

- 地域住民の医薬品へのアクセスを確保するため、地域ごとに「医薬品供給体制確保計画」(仮称)を策定、整備する。

## ④服薬期間中を含めた対人中心業務の必要性の明確化

- 薬剤の交付時だけでなく、服薬期間中を含めた薬剤師による対人業務の必要性を、法律上、明確化する。

## ⑤患者・地域住民が使用した全ての医薬品の服用記録の保存

- 患者・地域住民の医薬品の服用記録の必要性について、法律上、明確化する。

医薬品医療機器制度部会(第1~13回)の議論より

①②④⑤は、令和元年の改正薬機法に反映

# 法改正に至る議論の経緯(日本薬剤師会の考え方)

## ①薬局機能の明確化

- 薬局が備えるべき役割・機能について、法律上、改めて明確化する。
- その上で、地域住民が薬局を適切に選択できるように、各薬局が有する機能の表示方法や表示できる機能分類を明確化する。

## ②多店舗展開を行っている薬局におけるガバナンスの確保

- 薬局開設者・管理者の更なる責任の明確化や罰則等の整備。
- 法律上明確になっていない中間的統括者等の位置付けやその責任等についても整理する(開設法人への罰則規定の明確化等)。

## ③地域医薬品供給体制確保計画(仮称)の整備

- 地域住民の医薬品へのアクセスを確保するため、地域ごとに「医薬品供給体制確保計画」(仮称)を策定、整備する。

## ④服薬期間中を含めた対人中心業務の必要性の明確化

- 薬剤の交付時だけでなく、服薬期間中を含めた薬剤師による対人業務の必要性を、法律上、明確化する。

## ⑤患者・地域住民が使用した全ての医薬品の服用記録の保存

- 患者・地域住民の医薬品の服用記録の必要性について、法律上、明確化する。

①②④⑤は、令和元年の改正薬機法に反映

医薬品医療機器制度部会(第1~13回)の議論より

# 令和元年薬機法改正

## ①薬局機能の明確化

H30.7.5医薬品医療機器制度部会(平成30年度第4回)資料【日本薬剤師会資料】より

- 現行の薬機法では、「薬局」について、薬剤師が調剤の業務を行う場所ということしか定義されていない(医薬品の販売業の部分は括弧書き)。
- 「薬局」とは、調剤のみに偏ることなく、要指導医薬品・一般用医薬品を含め、すべての医薬品及び衛生材料等を供給する機能を有する施設であること、また、地域包括ケアシステムの一員として、地域において多職種連携を図るよう努める必要があることなどを、法律上明確に定義する必要がある。
- その上で、たとえば在宅医療に対応している薬局、高度薬学管理機能を有している薬局等のように、国民・患者から見て、その薬局がどのような機能を有しているのかといった情報を容易に把握できるようにするため、各施設が有する機能に応じて薬局を分類することも必要ではないか。



- ◆ 薬局の定義の改正(薬機法 第二条第十二項)
- ◆ 薬局の機能に関する認定制度の創設(令和3年8月施行)

# 令和元年の薬機法改正 薬局の定義の改正（薬機法 第二条第十二項）

令和2年9月1日施行

## ■ 薬局の定義の改正

	改正後	改正前
法	<p>第二条 〈略〉</p> <p>12 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務<b>並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務</b>を行う場所（その開設者が<b>併せ行う</b>医薬品の販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。</p>	<p>第二条 〈略〉</p> <p>12 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。</p>

**薬局は、あらゆる医薬品を取り扱う場所、服薬指導等を行う場所であることを法律上明確化**

**つまり、薬局と名乗る以上、医療用医薬品の調剤のみならず、要指導医薬品や一般用医薬品を取り扱うことも薬局の役割であることが明確化された。**

## ■ 薬局開設者に対する義務規定も追加

法	<p>第一条の五 〈略〉</p> <p>3 <b>薬局開設者は、医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに、当該薬局において薬剤師による前項の情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。</b></p>	<p>第一条の五 〈略〉 (新設)</p>
---	---	-------------------------------



# 令和元年薬機法改正（薬局の機能に関する認定制度の創設）

令和3年8月1日施行

患者が自身に適した薬局を選択できるよう、

- 入退院時等の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（地域連携薬局）
- がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）について、都道府県知事の認定を受けて、上記の名称表示を可能とする。

## 【新設】

（地域連携薬局）

第六条の二

薬局であって、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。

〈以下略〉

（専門医療機関連携薬局）

第六条の三

薬局であって、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるがんその他の傷病の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。

〈以下略〉

# 薬局の機能と目指す姿(考え方の整理)

## 薬機法第二条

12 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所(その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。)をいう。〈略〉



- ・健康サポート機能が一定以上(=基準を満たす)→健康サポート薬局
- ・かかりつけ機能が一定以上(=基準を満たす) →地域連携薬局
- ・かかりつけ機能・高度薬学管理機能が、特定領域で一定以上(=基準を満たす)  
→専門医療機関連携薬局

国民が自身に適した薬局を主体的に選択するための方策

= 機能の「見える化」

≠ 薬局の種類

# 目指す薬局の姿（日本薬剤師会の考え方）

（R3.2.1 日薬業発第466号より）

- ◆ 今般創設される薬局の認定制度は、厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」や健康サポート薬局、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会における議論等を踏まえ、**患者が自身に適した薬局を選択できるよう**、「患者のための薬局ビジョン」において示されているかかりつけ薬剤師・薬局の機能や高度薬学管理機能を元に、特定の機能を有する薬局の認定制度として設けられたものです。
- ◆ 改正法では、薬局の定義が従来の「調剤の業務を行う場所」から薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所、「その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む」（薬機法第二条）へと大きく改正されました。
- ◆ このことは、**薬局が調剤のみならず、要指導医薬品や一般用医薬品をはじめとした地域に必要な全ての医薬品を提供する役割**が求められることが改めて明確化されたものです。本年8月から施行される認定制度は、こうした**基本的な機能を有している薬局が、その上で、省令に規定する基準を満たしている場合に、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局として認定されるもの**です。

- **かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能は地域連携薬局と健康サポート薬局に共通した機能であり、**
- **薬局は、地域住民に必要な全ての医薬品を提供する機能を有することを前提として、**
- **地域住民や患者が使用するすべての医薬品使用についての一元管理を目指し、かかりつけ薬剤師・薬局機能を強化するとともに、**
- **地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援することを「薬局の目指す姿」として、かかりつけ薬剤師・薬局機能とあわせて、健康サポート機能の充実・強化に努めていく。**

機能強化の結果として

**地域連携薬局・健康サポート薬局の両方を取得する薬局の増加を目指す  
（専門性の高い調剤等への対応⇒専門医療機関連携薬局を目指す）**

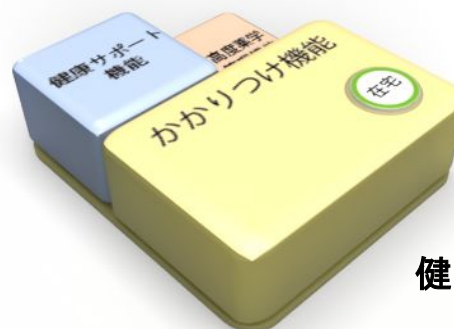
（参考：認定薬局厚労省通知）

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能は地域連携薬局と健康サポート薬局において共通した機能であり、地域包括ケアシステムの一翼を担う薬局が健康サポート薬局の届出とともに、地域連携薬局の認定を取得することは、地域においてその役割を十分に発揮する上で重要である。

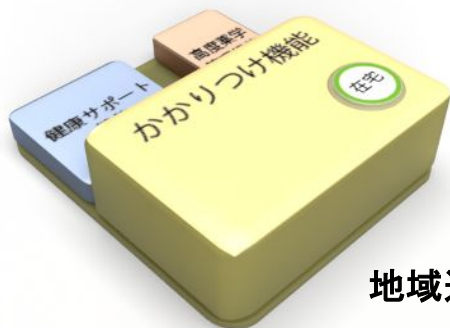
# 薬局機能のイメージ



薬局



健康サポート薬局



地域連携薬局



専門医療機関  
連携薬局



=機能を有している  
(利用者にニーズがある場合に提供できる)



=その制度で求められる要件を満たしている  
=名乗れる(名称独占)  
=社会に対する「保証」

# 薬局の機能と目指す姿(これまでの議論の整理)

平成25年4月「薬剤師の将来ビジョン」(日本薬剤師会)

- 医療、介護、福祉サービスの変革に対応した薬剤師業務
- セルフメディケーションの拠点としての薬局機能を確立する

平成26年1月「薬局の求められる機能とあるべき姿」(厚生労働科学研究:安原真人)

- ①薬学的管理、②在宅医療への取組み、③後発医薬品の使用促進、④健康情報拠点としての役割

平成27年6月「健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会」設置  
⇒報告書「健康サポート薬局のあり方について」(平成27年9月)

- かかりつけ薬局・薬剤師の基本的機能や求められる業務
- 健康サポート機能を有する薬局の機能や求められる業務

平成27年10月「患者のための薬局ビジョン」(厚生労働省)

- かかりつけ薬局・薬剤師が持つべき機能
- 健康サポート機能:国民の病気の予防や健康サポートに貢献
- 高度薬学管理機能:高度な薬学的管理ニーズへの対応(抗がん剤、抗HIV薬等)

かかりつけ機能に加えて  
健康サポート機能を有する

「健康サポート薬局」

平成28年4月「健康サポート薬局」施行

平成30年4月 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会

⇒「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」

「薬剤師が本来の役割を果たし地域の患者を支援するための医薬分業の今後のあり方について」(平成30年12月)

- かかりつけ薬剤師・薬局の機能を果たすことが必要
- 専門性が高い薬学的管理が継続的に必要となる薬物療法への対応  
⇒ **患者が自身に適した薬局を主体的に選択するための方策**
  - ・ 地域において、在宅医療への対応や入退院時をはじめとする他の医療機関、薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において役割を担う薬局
  - ・ がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関との密な連携を行いつつ、より丁寧な薬学管理や、高い専門性を求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- さらに、薬剤師・薬局には、一般用医薬品等を提供する機能・相談機能を通じて地域住民による主体的な健康維持・増進を支援するという機能(いわゆる「健康サポート機能」)がある。今後も引き続き、薬剤師・薬局がそのような面においても更に役割を果たしていくことが強く期待される。

かかりつけ薬剤師・薬局の機能:地域連携薬局  
高度薬学管理機能:専門医療機関連携薬局

令和2年8月「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」施行

# 現状と課題

# 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能 に関するワーキンググループとりまとめ ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～

## 概要資料

令和4年7月11日

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 薬局薬剤師ワーキンググループのとりまとめ 概要

## とりまとめの作成経緯

以下の背景を踏まえ、令和4年2月からワーキンググループを開催。計7回の議論を経て、同年7月にとりまとめを公表。

- ① 地域医療を担う一員として、薬剤師の役割や期待が大きくなっていること
- ② ICT等の技術が発展し、薬剤師を取り巻く環境が変化していること
- ③ 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のとりまとめにおいて、患者のための薬局ビジョンの達成状況等を踏まえつつ、薬局薬剤師の業務について検討することとされたこと

## 基本的な考え方

- ① **対人業務の更なる充実**：処方箋受付時以外の対人業務の充実が必要。また、対物業務を含む対人業務以外の業務の効率化が不可欠。
- ② **ICT化への対応**：各種医療情報を活用して、薬局薬剤師DXを実現していくことが必要。
- ③ **地域における役割**：地域全体で必要な薬剤師サービスについて、地域の薬局全体で提供していくという観点が必要。

## 具体的な対策（アクションプラン）

### 1. 対人業務の充実

- 処方箋受付時以外の対人業務（①調剤後のフォローアップの強化、②医療計画における5疾病、③薬剤レビュー、④リフィル処方箋への対応等）を推進すべき（手引きの作成等）。
- 好事例を均てん化するための方策や課題の収集、分析を行うべき。

### 2. 対物業務の効率化

- 調剤業務の一部外部委託、処方箋の40枚規制、院外処方箋に関する問合せの簡素化等について議論。
- 調剤業務の一部について、とりまとめの内容を踏まえて具体的な安全基準等を検討する。  
委託可能な業務：一包化（直ちに必要とするものを除く。）、委託先：同一3次医療圏内の薬局

### 3. 薬局薬剤師DX

- 薬局薬剤師DXの先進的な取組について、好事例の共有が必要。
- データ連携基盤の構築を進めていくことが必要。
- 薬局以外の場所でのオンライン服薬指導を可能とする方向で検討。（R4年度）（予定）

### 4. 地域における薬剤師の役割

- 他職種や病院薬剤師との連携：①退院時のカンファレンス等への参加の促進、②他の医療提供施設への情報の発信等。
- 健康サポート業務の推進のための取組：健康サポート機能のエビデンスの収集・周知や、自治体等と連携した取組等。
- 薬局間連携：薬局間を調整するまとめ役の薬局について、地域連携薬局の拡充又は発展形（機能強化型）で検討を進めることでどうか。



## 地域における薬剤師の役割

- 地域包括ケアシステムの更なる進展が求められる中、薬局薬剤師は、
  - ①地域の他の薬局や医療機関等と連携しながら、薬学的専門性を活かした対人業務を充実させるとともに、
  - ②健康相談、要指導・一般用医薬品等の適正な販売をはじめとしたセルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に積極的に取り組む必要がある。
- 個々の薬局には、こうしたかかりつけ機能（服薬情報の一元的・継続的把握、24時間対応・在宅対応、医療機関との連携）を有していることが最低限必要であるが、地域に求められる薬剤師サービスはより多岐にわたり、全ての機能を単独の薬局が十分に有することは容易ではなく、地域全体で必要な薬剤師サービスを提供していくという視点も必要である。このため、地域の薬局が必要に応じ連携する仕組みを構築する必要がある。

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～（本文より抜粋）

# 今後取り組むべき事項

## (1) 他職種及び病院薬剤師との連携

- ・他職種との連携
- ・病院薬剤師との連携(薬薬連携)

## (2) 健康サポート機能の推進

## (3) 地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供体制の検討

- ・医薬品の供給拠点(患者に必要な医薬品について、適切な薬学的管理・指導、服薬指導とともに提供する。要指導・一般用医薬品を含む。)
- ・夜間、休日の対応・健康サポート(セルフケアの啓発を含む。)
- ・新興感染症、災害等の有事への対応
- ・在宅対応(無菌調剤、麻薬調剤等を含む。)
- ・医薬品関連情報の発信(症例検討会、勉強会の実施・参加等を含む。)
- ・薬事衛生(医薬品・医療機器の正しい使い方の説明、学校薬剤師、薬物濫用の防止等)など

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～(本文より抜粋)

## 地域医療関係(特に在宅医療)

- 厚生労働省の調査では、在宅業務を行う薬剤師への他職種からの要望としては、どの薬局が在宅業務を実施しているかといった情報に加え、対応可能な在宅業務に関する情報の提供を求める声が多かった。
- 本ワーキンググループにおいても、携帯型ディスプレイポータブルPCA (Patient Controlled Analgesia, 自己調節鎮痛法) 用ポンプ等の取扱いの有無等の情報発信が必要であるとの意見があった。こうした要望への対応として、各薬局が対応可能な在宅業務について、他の医療提供施設等に情報を発信する仕組みを構築すべきである。
- 具体的な対応方法としては、例えば以下のものが挙げられる。
  - ・ 地域の薬剤師会が中心となり、情報の取りまとめや発信を行う
  - ・ 厚生労働省が患者向けの情報を掲載する薬局機能情報提供制度に、他の医療提供施設等向けの入力項目を追加する

第8次医療計画(R5年度に都道府県において策定)も視野に入れつつ検討・取組

## 健康サポート機能の推進

- 地域における薬局の役割として、住民の健康維持・増進を支援する取組も期待されており、要指導・一般用医薬品の情報提供を含め、気軽に住民等が健康相談等できるよう、健康サポート機能の強化が必要である。
- 健康相談等の健康サポート機能が患者に認知され、またその取組が地域全体に普及するためには、**個々の薬局の取組だけではなく、自治体等と連携した地域全体の取組を行うべき**である。

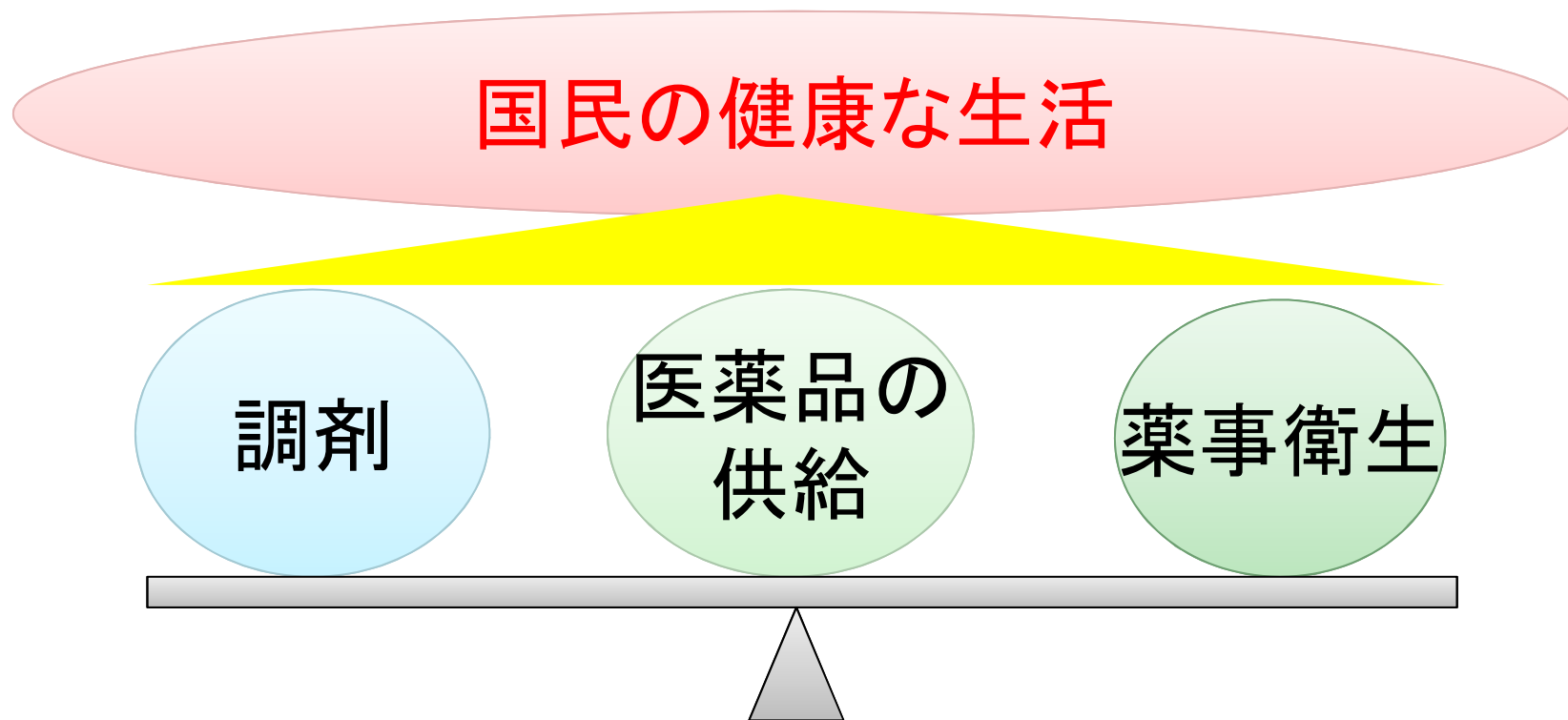
### < 具体例 >

- ・自治体や保険者が行う健康づくりのための事業
  - ・要指導・一般用医薬品の購入希望者への必要な受診勧奨
  - ・糖尿病の重症化予防
  - ・禁煙支援等の健康増進の施策
- などが考えられる。

これからやるべきこと  
すぐやるべきこと

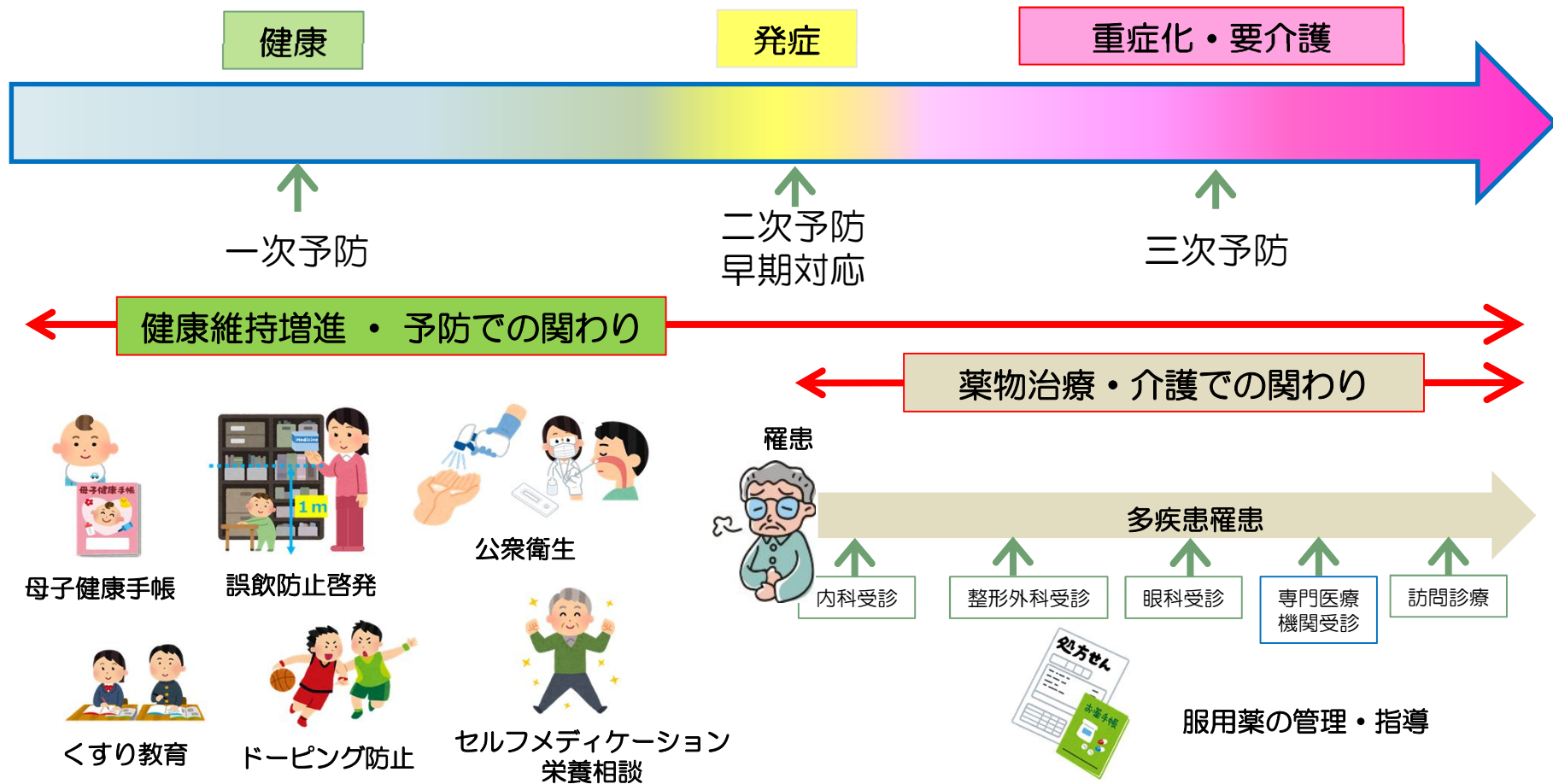
# 薬剤師法第一条(薬剤師の任務)

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

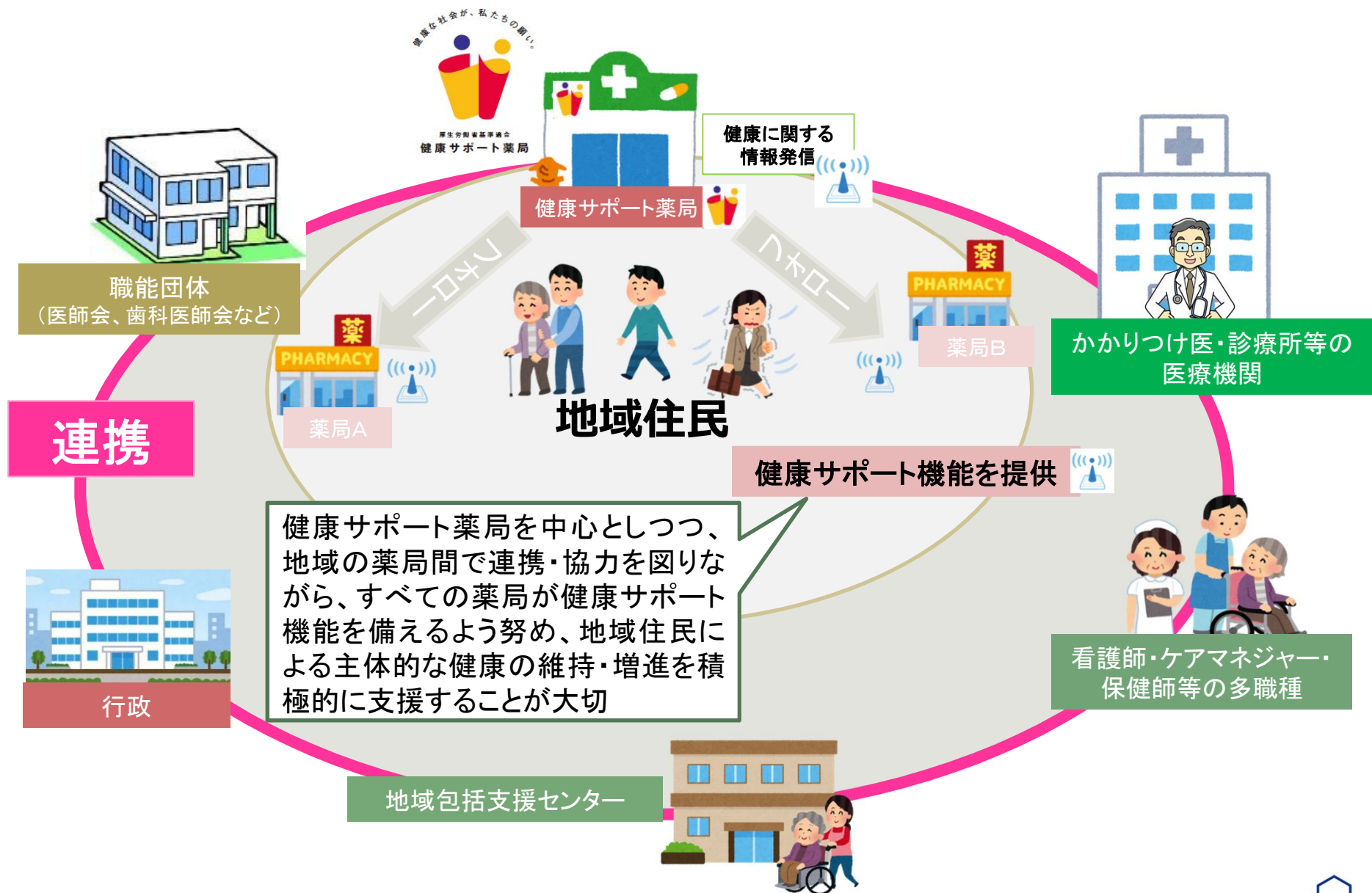


# これからの薬剤師・薬局が果たす役割

誕生から終末期に至る、ライフステージ全てを通じた薬剤師による健康サポート、服用薬の一元的・継続的・全人的な管理・指導



# 地域における健康サポート機能の発揮





# 薬局での健康サポート機能推進事業

- 滋賀県薬剤師会、山口県薬剤師会 など
- 薬局が健康に関する相談窓口となり、地域住民へ様々な情報を発信し、関係職種に繋げていく事業

他府県での台風の被害のニュースが入っている中、改めて防災に対する知識を再認識して頂くよい機会となった。

高齢の患者さんが多いので、フレイル予防に対する意識を高めていただくには有意義だった。

特定疾患の患者さんに詳しい話を聞かれた。お話しする中で、いつも話されていない病名などを知ることができ、お互いに有意義だった。



**山口県健康エキスパート薬剤師が 県民の健康を支援します**

おくすりの相談はもちろん、健康や介護に関する相談も是非どうぞ!!

**山口県健康エキスパート薬剤師 4つの約束**

- ① 県民の健康維持・増進のために健康サポートの取組を行います
- ② 安心・安全な薬の使用のための支援を行います
- ③ 医療機関や介護施設、他の薬局と連携します
- ④ 休日・夜間対応及び在宅医療対応に努めます

**くすり健康介護** 相談ください

山口県健康エキスパート薬剤師 山口県薬剤師会

山口県 一般社団法人山口県薬剤師会

**まかせてよ! もっと身近に薬剤師**

**毎月開催! 健康生活提案イベント**

滋賀県薬剤師会では、他の職種や連携先機関と協働して毎月健康に役立つ情報を提供しています!

7月~R2年1月 使おう! かかりつけ薬剤師 -安心安全で健康や生活のために-	8月 健診・検診に行こう! with	9月 災害時の備え大丈夫ですか? -いざという時に備えていよう-
11月 歯科受診のすすめ with	12月 フレイル予防に取り組みよう! with	R2年1月 滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 with

検診結果いかがでしたか? その便秘病院へ行く? 市販薬で解決? 災害時にこそお薬手帳が役立ちますヨ

検査値の見方、お教えします! 健康長寿のためにこの運動始めてみませんか? 介護オムツ正しい使い方はコレ

運動中の水分の摂り方のコツは?

ポイントためて 賞品GET!

BIWA-TEKUをダウンロードしよう!

上記のイベントに参加すると健康ポイントがもらえます! (BIWA-TEKUアプリをダウンロードしてください)

一般社団法人 滋賀県薬剤師会

# 薬局の様々な活動

## 出前講座

薬剤師「いまさら聞けないお薬の疑問」  
看護師「認知症予防」  
栄養士「減塩のコツ」 等の  
地域住民向け講座の実施。



## ロコモ活動教室

### ちょっとそこまで歩こう会

薬局に地域住民が集まり、看護師等も  
同行しながらウォーキング等を実施。



## 受診勧奨により早期治療に つながった事例（皮疹）

### 【背景】

○ 塗り薬を求めて薬局を訪れた。

### 【健康サポート薬局における対応】

○ 症状を伺った結果、带状疱疹  
の可能性を考慮し、受診勧奨を  
した。

### 【その後の経過】

○ その後、抗ウイルス薬の処方箋  
を持参され、带状疱疹であったこ  
とを確認した。

## 健康フェア

### お薬・栄養・介護相談会

薬剤師・管理栄養士がコラボレーショ  
ン。病気や食生活に関する話題の提  
供や相談会の実施。



## 健康通信

季節に合わせて健康や疾病  
予防に関する情報を発信。



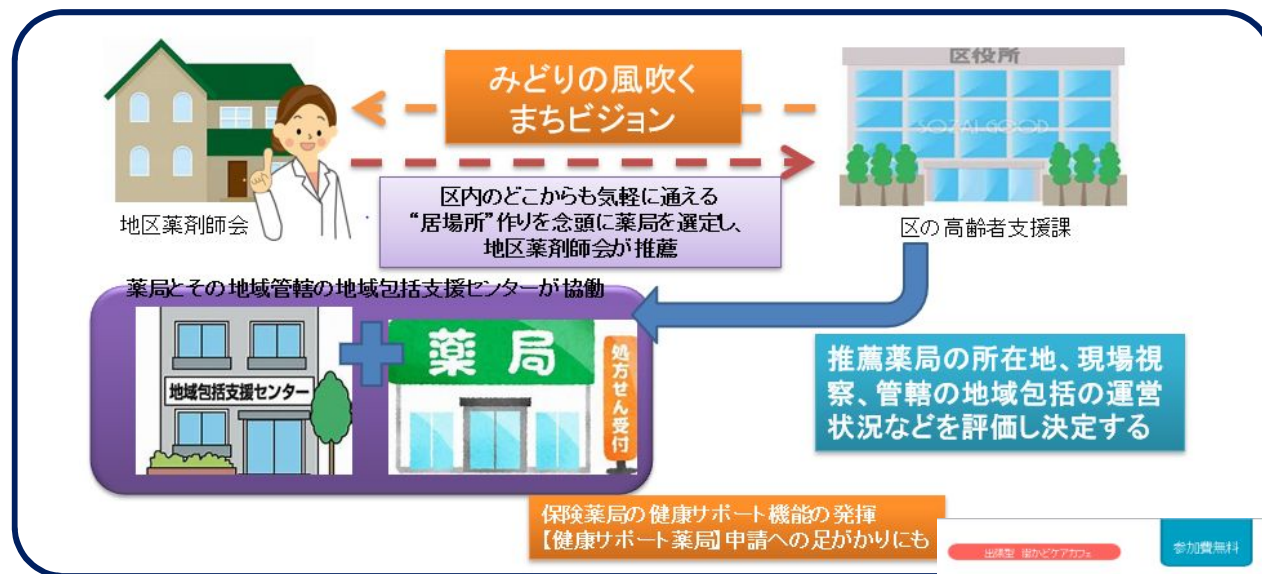
## 1日薬剤師体験

地域の子供たちが、薬の  
作り方や薬剤師の仕事  
など薬局の裏側を体験。



# 薬局での「街かどケアカフェ」事業

- 東京都練馬区
- 薬局を活用した地域包括支援センターとの協働による“街かどケアカフェ”事業
- 高齢者など地域住民が気軽に集い、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康について相談したりすることができる地域の拠点



## ファーコス薬局 高松

担当地域包括支援センター：練馬高松園

開催頻度：2か月に1回

偶数月の第3水曜日

10:30-11:30

内容：地域包括スタッフによる講座

『高齢者の骨折とその後の生活支援』

しゃべり場

バスボム作り体験

クリスマスコンサート など

## たむら薬局 小竹町店

担当地域包括支援センター：第2育秀苑

開催頻度：2か月に1回

奇数月の第1木曜日

14:00-15:30

内容：病気にならないからだを作るための

体操とミニ講座『高血圧と減塩』

管理栄養士によるアドバイス など

病気にならない身体をつくるための

## 体操&ミニ講座

病気にならない生活習慣の基礎を、薬剤師・管理栄養士がやさしくお話しします。薬や食事に関する相談もできます。11月のテーマは【高血圧と減塩について】です。

体力をつけるための何を食べればよい？

おくすり手帳ってどうして必要？

この薬って何のために使われるのかな？

薬に相談できます。

日程：11月7日(木)

(奇数月の第1木曜日に開催)

時間：14時～15時半  
場所：たむら薬局 小竹町店

おくすり手帳ってどうして必要？

この薬って何のために使われるのかな？

薬に相談できます。

# 薬局での自己血圧測定声かけ事業

- 長野県薬剤師会
- 長野県は健康長寿世界一を目指して「信州ACEプロジェクト」を展開。その一環として県民の血圧自己測定を呼びかけ。

## ■ 来局者に血圧測定を促す声かけ・相談応需

- 長野県作成の「**血圧ポスター**」を掲示（自己血圧測定器周辺に掲示）  
（血圧計を設置していない薬局も来局者の目につく場所に掲示）
- 来局者に「**ご自分の血圧をご存じですか？**」と声かけ
- 自己血圧測定の重要性と記録の促進、記録の習慣について説明
- 血圧に関する**相談応需**
- 血圧値に応じて医療機関への**受診勧奨**、生活習慣改善について説明

- 来局者の自己血圧測定
- 自己血圧把握と記録の重要性啓発や生活習慣の指導
- 必要に応じ受診勧奨

薬剤師・薬局から発信！「信州ACEプロジェクト」実践事業  
～あなたの健康のために～（長野県薬剤師会・おくとく健康相談）

「世界一の健康長寿を目指す」  
信州 ACE プロジェクト

「信州ACEプロジェクト」の「C」は、Check。  
1年間に一度は、薬局から自宅で自分の血圧を測りましょう！

「確認を促す」  
Check  
測るからってすぐ記録  
記録の習慣が大事

## ご自分の血圧をご存じですか？

～血圧の記録つけていますか～

健康で長生きのために高血圧予防！  
薬局でも自己血圧測定を行うことができます。

「しっかり測って  
しっかり活かそう」  
あなたの  
血圧記録カード  
すべての生活習慣病予防は  
血圧管理から

氏名  
長野県 監修：長野県医師会

測定結果を記録し、かかりつけ医に見せましょう。

健康に関するご相談を承ります。  
薬剤師にお気軽にお声かけ下さい。

一般社団法人 **長野県薬剤師会**  
〒290-0802 長野県松本市東2丁目10番15号  
TEL:0263-34-5511 FAX:0263-34-0075  
E-mail:info@nagakenkyaku.or.jp  
http://www.nagakenkyaku.or.jp

「しっかり測って  
しっかり活かそう」  
あなたの  
血圧記録カード  
すべての生活習慣病予防は  
血圧管理から

氏名

長野県 監修：長野県医師会

測定結果を記録し、かかりつけ医に見せましょう。



健康信州 健康で長生きのための高血圧予防

※測って確認！あなたの血圧※

～一人にだけける生活習慣病の予防～

180	160	140	120
120	140	160	180
90	110	130	150
60	80	100	120

測定結果解説

- すぐに医師相談を要訴してください。
- 生活習慣病の予防の上、数値が正常でない場合は医療機関を相談してください。
- 服薬量、経過等がある方は、医師的に指導指導を受け、生活習慣の改善も大切です。ご自身の身体の状態を確認するために継続して測定を続けましょう。
- 本館の医師相談は無料ですが、ご自身の身体の状況を確認するために、継続して測定を続けましょう。

※血圧を上げるための生活習慣

- 喫煙 ● 野菜、果物の積極的摂取
- 適正体重の維持 ● 禁煙
- 適度な運動 ● 適正飲酒

※家庭でも血圧を測る習慣をつけましょう

血圧は自分で測る（家庭用）

180/110以上 高血圧  
160/100以上 高血圧  
140/90以上 高血圧  
120/80以上 正常血圧

測定結果を記録し、かかりつけ医に見せましょう。



# フレイル対策への取組

神戸市薬剤師会では、2017年より要介護に陥りやすい状態かどうかを評価する「フレイルチェック」を市内の各薬局で実施している(約400薬局が参加)。

薬局薬剤師が、地域住民の心身機能や栄養状態を各店舗で調べ、生活習慣の見直しや運動不足の解消を助言する。年齢相応よりも筋肉量や活力が低下しているフレイル(虚弱)状態にいち早く気付くため、薬剤師がアドバイザーとしての役割を担う。

The image shows a detailed form for the 'Frailty Check' (フレイルチェック) program. It includes sections for personal information, daily living habits, nutritional status, and a final frailty assessment with a table of results.

The flyer provides information about the 'Frailty Check' service. It defines frailty as a state where physical and mental functions decline, leading to a higher risk of falling and disability. It encourages people to get checked and receive advice on how to improve their health. The flyer also lists participating pharmacies and provides contact information for the organizing committee.

# 在宅医療における薬剤師の主な役割

患者への医薬品・衛生材料等の供給  
患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌製剤等）  
薬剤服用歴管理（薬の飲み合わせ等の確認）  
服薬指導・支援  
服薬状況と副作用等のモニタリング  
残薬の管理  
医療用麻薬の管理（廃棄含む）  
在宅担当医への処方提案等  
ケアマネジャー等の医療福祉関係者との連携・情報共有



在宅患者への最適かつ効果的で  
安全・安心な薬物療法の提供

# 自殺対策への取組

- 自殺対策への薬剤師の関わりは、患者への服薬指導や薬学管理を通じて適切な薬物療法を提供し過量服薬等を未然に防ぎ、自殺への結びつきを予防する「ゲートキーパー」としての役割が期待されています。
- また、薬局・薬剤師の持つ、患者の「小さな様子の変化」に気づくことのできる機能を最大限に活かし、自殺予防に取り組んでいます。

## 新潟県薬剤師会「薬局・薬剤師のためのゲートキーパーマニュアル」(平成27年)

- ・薬剤師に期待される役割
- ・ゲートキーパーの一員としての役割
- ・自殺予防ゲートキーパーとは？
- ・アルコールとうつと自殺
- ・過量服薬防止に関する医療的な対策への貢献
- ・自殺予防のための相談窓口の活用 など

## 兵庫県(令和3年度予算事業)

新型コロナウイルス感染症の影響により心身の不調を訴え精神科の受診者が増えると予測  
抗うつ薬、眠剤などの治療薬→自殺の手段として薬物の過剰摂取を試みる可能性



### 薬剤師の取組

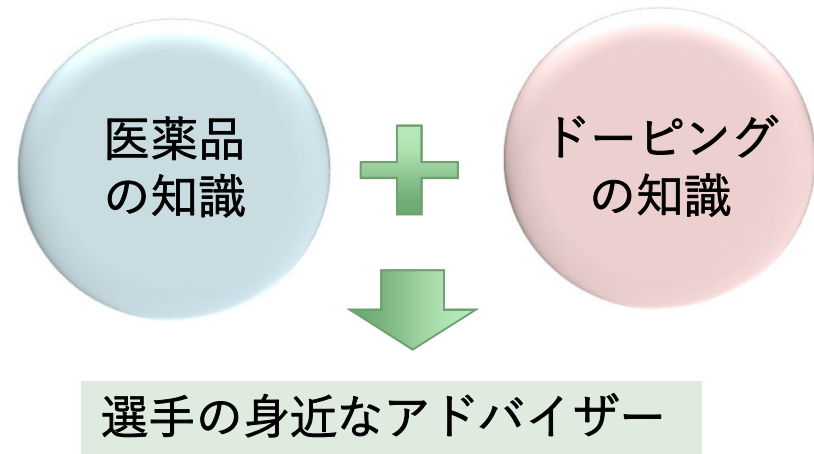
- ・薬剤師の知識・経験や、対象者の薬剤服用歴等から対象者の生命や健康上のリスクの発生について未然に防ぐ役割
- ・本人の情報を聞き取り、異変を感じた対象者の状態に応じた適切な対応力を身につける研修
  - ・対応力向上研修
  - ・自殺ハイリスク者チェックシートの作成
  - ・地域支援者認定缶バッジの作成 など

# ドーピング防止への取組

スポーツファーマシストは、(公財)日本アンチ・ドーピング機構が認定した最新のアンチ・ドーピング規則に関する知識を有する薬剤師

- 競技者や指導者などに対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を行っている。
- 2009年に制度発足、認定者数**10,211**名(2020年4月現在)
- スポーツファーマシストの主な活動

- ▶国民体育大会に向けた情報提供・啓発活動
- ▶学校教育の現場における医薬品の適正使用を含めた情報提供・啓発活動
- ▶アンチ・ドーピング教育啓発活動における講演会での講師



- 日本薬剤師会では、スポーツファーマシスト認定制度への協力のほか、アンチ・ドーピング活動啓発資材や「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」の作成など、会を挙げてアンチ・ドーピング活動に取り組んでいる。



# 薬物乱用防止、医薬品適正使用教育の支援（学校薬剤師活動）

学校薬剤師は、保健体育教諭や養護教諭が学習指導要領に基づき行う教育をサポートします。

## 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月）

目標 1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

### （1）学校における薬物乱用防止教育・啓発の充実 【施策の内容】

- ・薬物乱用防止教育の内容の充実強化
- ・薬物乱用防止教室の充実強化
- ・学校と警察等関係機関・団体との連携強化
- ・研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

- ✓ 指導方法を工夫し、体育・保健体育科はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育全体を通じて指導します
- ✓ 薬物乱用防止教室を学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校で年1回開催します。小学校でも地域の実情に応じて開催に努めます
- ✓ 関係機関が連携して薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発を行います
- ✓ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、**学校薬剤師等が連携して薬物乱用防止教室を充実強化**

「薬物乱用防止教育の充実について(通知)(平成30年12月19日)」より



中高生向け小冊子  
「くすりは正しく使ってこそくすり！」  
日本薬剤師会・くすりの適正使用協議会 共同制作

中学校では、医薬品には主作用と副作用があり、回数や時間、量などの使用方法を守って正しく使用する必要があること。高等学校では、医薬品には医療用と一般用があり、承認制度によって有効性・安全性が審査されていて、販売規制があることを学びます。



# 女性の健康づくり支援

## 愛知県薬剤師会の取組

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会(女性薬剤師中心、緊急避妊薬の常時配置義務付け)にてワンストップ支援センターのチラシ等を薬局に配布。

緊急避妊薬の取り扱い、相談可能な薬剤師がいる薬局を検索できるようにHPをリニューアルし、検索サイトへの誘導するQRコード付きのカードを作成中。

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の内容を充実させるため、実践的なサポート(連携資料の作成等)、性暴力救援センターから講師を招聘して研修を実施予定。

薬局が持つ健康サポート機能を使い対象女性をすみやかに適切な施設に紹介することができるアクセスポイントとなるように産婦人科医会、ワンストップ支援センターなどと連携をしていく。(協議中)

性暴力救援センター日赤なごやなごみ連携推進会議に参加して各種機関との情報共有を行う。

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会を受講した薬剤師に対し事後のアンケート調査を実施。

オンラインによる緊急避妊薬の処方可能医療機関のリスト化(医師会と協議予定)。



# 妊産婦へのサポート

## 愛知県薬剤師会 「妊娠・授乳サポート薬剤師」

- 平成22年度から取組開始
- 養成講座：年6回  
「妊娠中の女性と胎児の生理、先天異常」「母乳分泌の生理、母乳、乳児の生理」などを医師・大学教員等が解説
- データベースにサポート薬剤師が事例を報
- 最終回に修了試験を実施  
(ペーパーテスト、情報源の活用や判断、コミュニケーションに関する実技等。修了課題として、薬剤師として実際に対応した10事例の提出も課している)
- 更新は5年毎。毎年5事例の提出と講座受講
- 現在約450名が妊娠・授乳サポート薬剤師として認定



### 相談例

- 妊娠反応(+)と出ました。3週間前に歯科の痛み止めを飲んだのですが大丈夫でしょうか？
- 風邪をひいたのでバファリンを飲みたいのですが、どれくらい空ければ授乳できますか？
- インフルエンザの予防接種をしましたが、子供への影響が心配です(2か月児)

(愛知県薬剤師会編：妊娠・授乳と薬のガイドブックより)

## こんなお悩み、ありませんか？



お薬飲んだら  
ミルクに切り替え  
なきゃダメ？

本当に飲んで  
良いのかな…

この子への  
影響が心配…

赤ちゃんへの  
影響は？

妊娠・授乳中のお薬の悩みは、

## 「妊娠・授乳サポート薬剤師」

にご相談ください。

「妊娠・授乳サポート薬剤師」は、(一社)愛知県薬剤師会が開催する所定の研修を修了し、妊娠、授乳中の方からのご相談にのり、適切なアドバイスができる薬剤師です。  
妊娠、授乳中の女性からのお薬に関する疑問に対して、正確な情報・知識に基づいてお答えいたします。

検索は  
コチラ！

このシールが目印!! →  
このシールが貼ってある薬局には「妊娠・授乳サポート薬剤師」がいます。



[http://www.apha.jp/medicine\\_info/entry-4384.html](http://www.apha.jp/medicine_info/entry-4384.html)

愛知県薬剤師会ホームページで  
お住まいの地域の「妊娠・授乳  
サポート薬剤師」を探せます。



QRコードで  
ホームページへ  
アクセス！

一般社団法人 愛知県薬剤師会  
<http://www.apha.jp>

# 新型コロナウイルス感染症への対応

## 感染拡大防止への対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による消毒薬不足を解消するため、国において、都道府県からの依頼に基づき、手指消毒用エタノールの代替品として、高濃度エタノール(95vol%)の一斗缶(18L)を無償配布するスキームを実施。
- 使用にあたっては、精製水による希釈や使用可能な容器への分注が必要。また、調整時には可燃性ガスの発生防止等のため、適切な知識・技術等が必要。
- 北海道では、道医師会、道歯科医師会及び道薬剤師会の協力の下、一斗缶(18L)での配布が困難な診療所、高齢者施設、教育施設等に対して、地域の薬局で高濃度エタノールを適切に希釈・分注したものを6月より配布。
- 1281の薬局が参加し、5238の施設に配布した。
- 配布先施設は医療機関、高齢者施設、教育機関、障がい者福祉施設、役場など。

## 宿泊療養者が使用する医薬品の供給、服薬指導

- 札幌市内のホテルで無症状・軽症患者の受け入れが始まり、道薬剤師会は5月に北海道と感染症対策で連携・協力する協定を締結した。それに伴い、ホテル内に設置された臨時医療施設から交付されるFAX処方箋について、同薬剤師会の会営薬局を中心に複数の薬局が調剤および患者への服薬指導を行った。
- 令和2年12月当時、1日あたり4～5枚の処方箋について対応した。

## 北海道における事例



写真提供：北海道薬剤師会

# 災害時の薬剤師活動

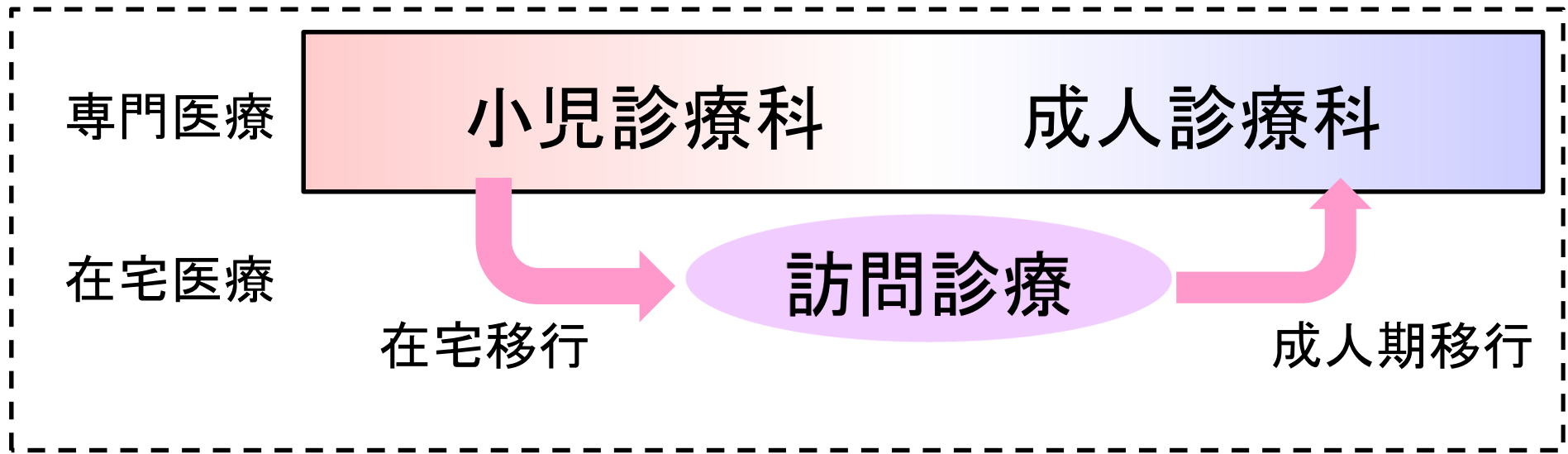
- 救護所での調剤
- 巡回医療班への医薬品の払い出し
- 避難所での一般用医薬品の供給
- 巡回医療班への帯同
- 避難所の環境衛生への助言、指導(仮設トイレの衛生・害虫駆除、換気等)
- 避難所内及び車避難者への声掛け、トリアージ(熱中症、エコノミークラス症候群予防のための注意喚起チラシの配布、災害弱者への援助、医療への橋渡し)
- 保健師との連携



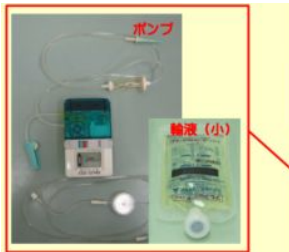
写真提供:熊本県薬剤師会



# 医療的ケア児への対応、成人期への移行の支援



かかる医療機関が変わったとしても  
かかりつけ薬局・薬剤師において継続的に対応  
⇒薬物療法の一元的・継続的管理



# 令和3年度「成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業」

## 令和3年度 成育医療分野における 愛顔（えがお）をつなぐ連携体制構築推進事業



**薬局の実態調査を実施**

県内薬局にアンケート調査を実施

- ・成育医療分野への取り組み状況の確認を実施
- ・不足する知識、必要とされる知識を抽出

⇒アンケート結果を元に研修プログラム作成

**多職種意見交換会の開催**

- ・薬剤師の支援について多職種へ紹介
- ・多職種より薬剤師へ期待することを意見聴取

⇒アンケート結果・意見交換内容を元に研修プログラム作成

**ステップアップ研修会の開催**

STEP1  
行政制度・多職種の支援

STEP2  
薬物療法・服薬支援・薬業連携・多職種連携

⇒終了後のアンケートにより習得度を判定

**多職種連携ワークショップの開催**

実際にあった症例を元に、支援について多職種による意見交換を実施し「課題」と「対応策」を検討

⇒習得度実践で活用できるスキルを習得

- ＜実施県薬剤師会＞
- 埼玉県薬剤師会
  - 千葉県薬剤師会
  - 東京都薬剤師会
  - 福井県薬剤師会
  - 愛知県薬剤師会
  - 広島県薬剤師会
  - 愛媛県薬剤師会
  - 長崎県薬剤師会
  - 熊本県薬剤師会
  - 沖縄県薬剤師会

知識習得にとどまらず  
実践的に対応出来る薬剤師を育成

次年度以降  
県下全域  
へ拡大

一般社団法人 愛媛県薬剤師会  
— EHIME Pharmaceutical Association —

# 令和4年度「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師の かかりつけ機能強化事業【第2期】」の実施について

日薬業発第 359 号  
令和 4 年 12 月 21 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 田尻 泰典

令和 4 年度 薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業  
(薬剤師の資質向上等に資する研修事業)の実施について

平素より本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の令和 4 年度予算により「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」が実施されること及び本会はこれまでの取組を踏まえ実施法人として応募したことについては令和 4 年 11 月 22 日付け日薬業発第 311 号にてお知らせしたところですが、本年 12 月 15 日付けで本会が実施法人として採択されましたことをご報告申し上げます。

標記事業は当初計画通り実施して参りますので、今後、【事業 1】及び【事業 2】の実施にあたっては、引き続きの協力、ご高配のほど宜しくお願い申し上げます。



# 令和4年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第2期】

## 事業内容

研修の全国的な実施体制の検討・構築  
薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築

## 事業成果

薬剤師のかかりつけ機能の強化、専門性の向上  
地域の他職種・機関と連携した医薬品提供体制

**地域住民・地域社会に対する薬剤師サービス《医薬品提供体制》のさらなる向上**

## 【事業1】研修の全国的な実施体制の検討・構築

日薬・県薬としての研修実施体制の整備

これまでの「薬局ビジョン実現のための薬剤師のかかりつけ機能強化事業」で取り組んできた

### ①研修シラバス

### ②次世代薬剤師指導者研修会の研修内容・成果

を活用し、**生涯教育における重要分野における日薬・県薬としての研修実施体制を整備**（共通的な研修教材の作成・都道府県薬剤師会への提供等）

## 【事業2】薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築

地域における薬剤師の資質向上、医薬品提供体制の整備

各地域における**薬剤師の資質向上（研修）、医療機関や関係行政・団体等との連携体制の構築、事業成果の把握（評価指標の設定等）・広報等**

3テーマ各5地域目途にモデル事業を実施

- ① 薬物療法を受けている小児患者（医療的ケア児等）
- ② 妊産婦等の適切な服薬管理・女性の健康支援
- ③ 薬物療法に関わる医療機関、薬局等の連携（医薬連携、薬薬連携）

**R5年度初頭  
モデル事業報告会  
（全国会議）**

## 【事業2】モデル事業実施都道府県薬剤師会

- ① 薬物療法を受けている小児患者（医療的ケア児等）：7県薬  
千葉、福井、大阪、広島、愛媛、福岡、熊本
  
- ② 妊産婦等の適切な服薬管理・女性の健康支援：9県薬  
埼玉、神奈川、新潟、富山、石川、奈良、山口、香川、佐賀
  
- ③ 薬物療法に関わる医療機関、薬局等の連携（医薬連携、薬薬連携）：7県薬  
岩手、三重、滋賀、京都、兵庫、宮崎、鹿児島

（参考）下線は令和3年度「成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業」実施県薬

## 遵守できない = 法令違反

医薬品販売制度実態把握調査結果（令和3年度調査）

○ 第1類医薬品における

- ・ 「文書を用いて情報提供があった」は76.5%（前年72.4%）
- ・ 「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無」について「確認があった」は77.7%（75.6%）

⇒前年から**改善するも、約3割で未だ遵守されていない**

- ・ 国民の安全・安心な医薬品の使用を貶め、医薬品へのアクセスを阻害し、医薬品の安定供給に関して危機的な状況を招く可能性がある。
- ・ 薬を取り扱う専門職である薬剤師の存在意義を危うくし、要指導医薬品や第1類医薬品等の販売だけでなく、処方箋に基づく調剤の信頼性にまで影響を及ぼしかねない。
- ・ 国民の薬剤師に対する期待に背くことになり、薬剤師の職能の幅を狭める。

### 法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。 →100%できて当たり前

最新の関係法令等を正しく理解して遵守することはもちろん、社会から厳しい目で見られていることを認識するとともに、期待と責任を意識して職務を遂行しなければならない。

## 医薬品販売制度実態把握調査結果を受けた対応

### 行政の対応

- 厚生労働省は、例年、各自治体の薬務主管課に対し、本調査で不遵守項目が確認された薬局等については個別に確認、監視指導を実施することを依頼している。
- 本年度より、各自治体が指導する際には、当該店舗に対し、本調査において不遵守の項目があったことを伝える。

都道府県薬剤師会におかれては、医薬品を使用する国民が安心してかつ安全に医薬品を使える環境を確保するため、より一層の法令遵守の徹底を貴会会員に周知いただくとともに、各薬務主管課との連携した取り組みのほか、法令遵守ができていない薬局等が確認された場合には、法令に基づいた販売方法の徹底など、直ちに改善するようご指導をお願いしたい。

# 医薬品販売制度の法令遵守

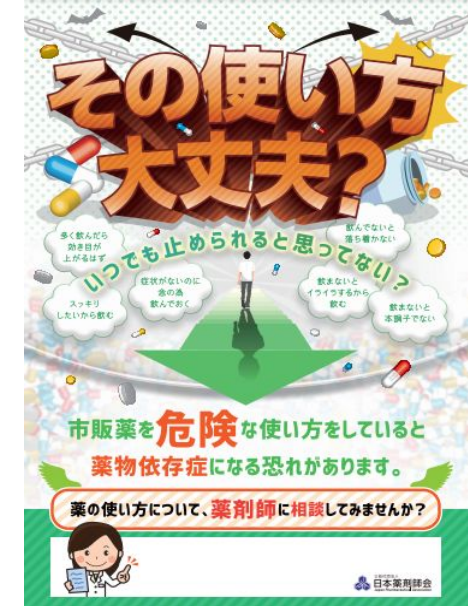
## 濫用等のおそれのある医薬品の販売に関する対策

(令和元年11月20日付け日薬業発第276号等にて発出済)

※厚生労働省からも自治体に対し、監視指導の際に以下を活用することを求めている。

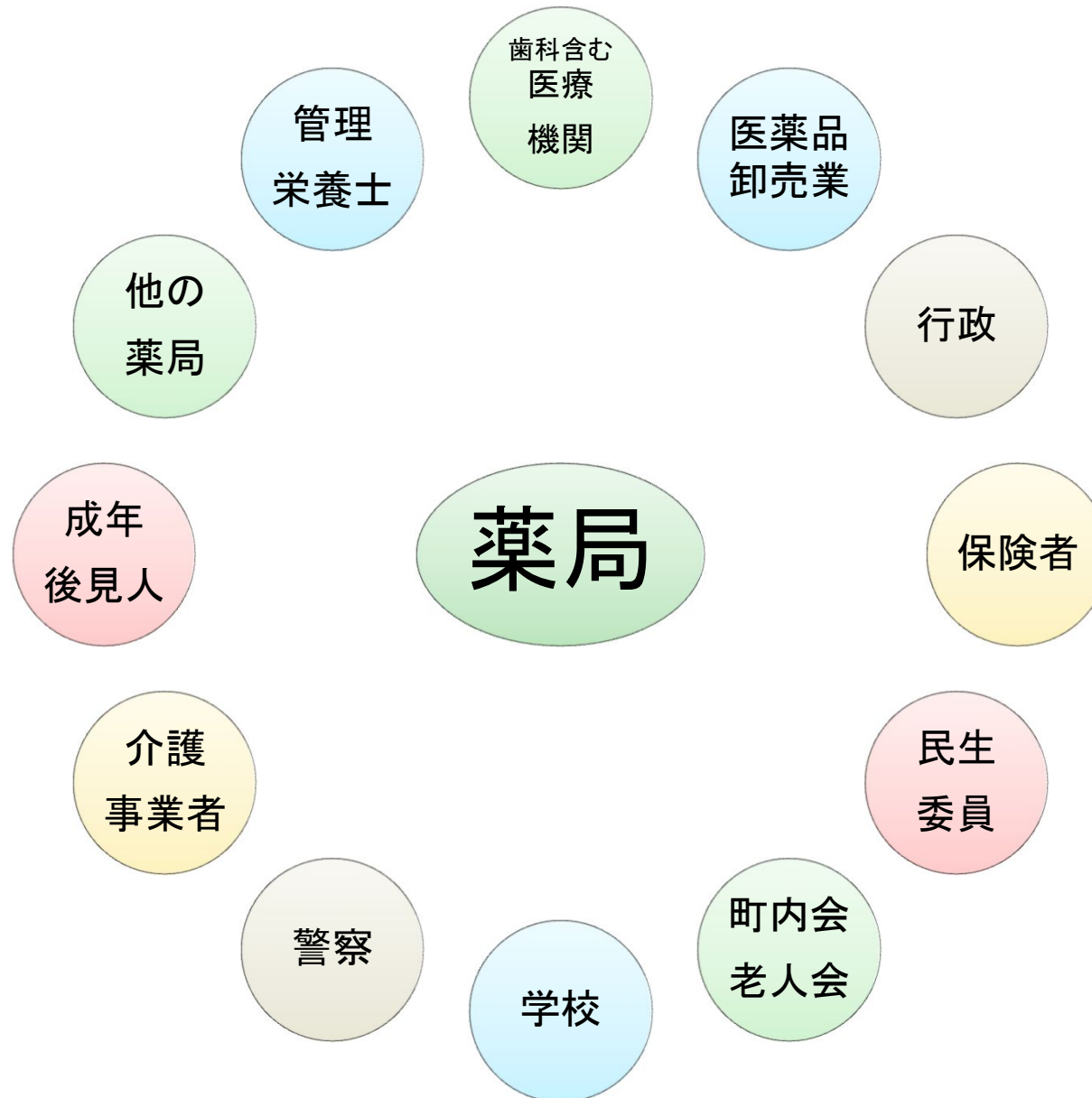
	具体的な対応	目的	根拠法令
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 鎮咳去痰薬、かぜ薬（内用）、解熱鎮痛薬、鼻炎用内服薬、催眠鎮静薬などの濫用等のおそれのある医薬品は複数個の販売をしない。</li> <li>□ 自由に手に取れる個所に複数個の陳列を避けるなど、複数個の購入が起きない工夫をする。</li> <li>□ 例えば、カウンターの背後に陳列など、来局者の直接手の届かない位置に陳列する。または、陳列は空箱で対応、商品カードで対応する、などの工夫を行う。</li> </ul>	複数個購入の防止	薬機法施行規則第15条の2・1・ハ等
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 濫用等のおそれのある医薬品を販売する場合、薬局及び店舗に備えている要指導医薬品・第一類医薬品等の販売記録に記入するとともに（または別の記録でも差し支えない）、薬局及び店舗内での情報連携を徹底し、販売管理をする。</li> <li>□ 濫用等のおそれのある医薬品を販売するには、必ず上記の販売記録を確認した上で適正な販売対応をする。</li> </ul>	頻回購入の防止	薬機法施行規則第15条の2・1・ハ等
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 濫用等のおそれのある医薬品の販売を行う際には、他の薬局や店舗での購入状況、保有状況を確認し、その内容を上記の販売記録に記載する。</li> <li>□ 他の薬局や店舗での購入状況に応じて、適切な指導等を行う。</li> </ul>	複数薬局及び店舗での購入防止	薬機法施行規則第15条の2・1・ロ等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 濫用の事例が多いとされる若年者には、氏名・年齢を確認し、濫用が助長されないよう注意喚起し、必要に応じて販売しない。</li> <li>□ 学生証等の身分証明書の提出を求めるなど、提出がなければ販売しない。</li> <li>□ その旨を薬局及び店舗内に掲示する。</li> </ul>	若年者への不適切な販売の防止	薬機法施行規則第15条の2・1・ロ等

### 「市販薬の濫用防止ポスター」



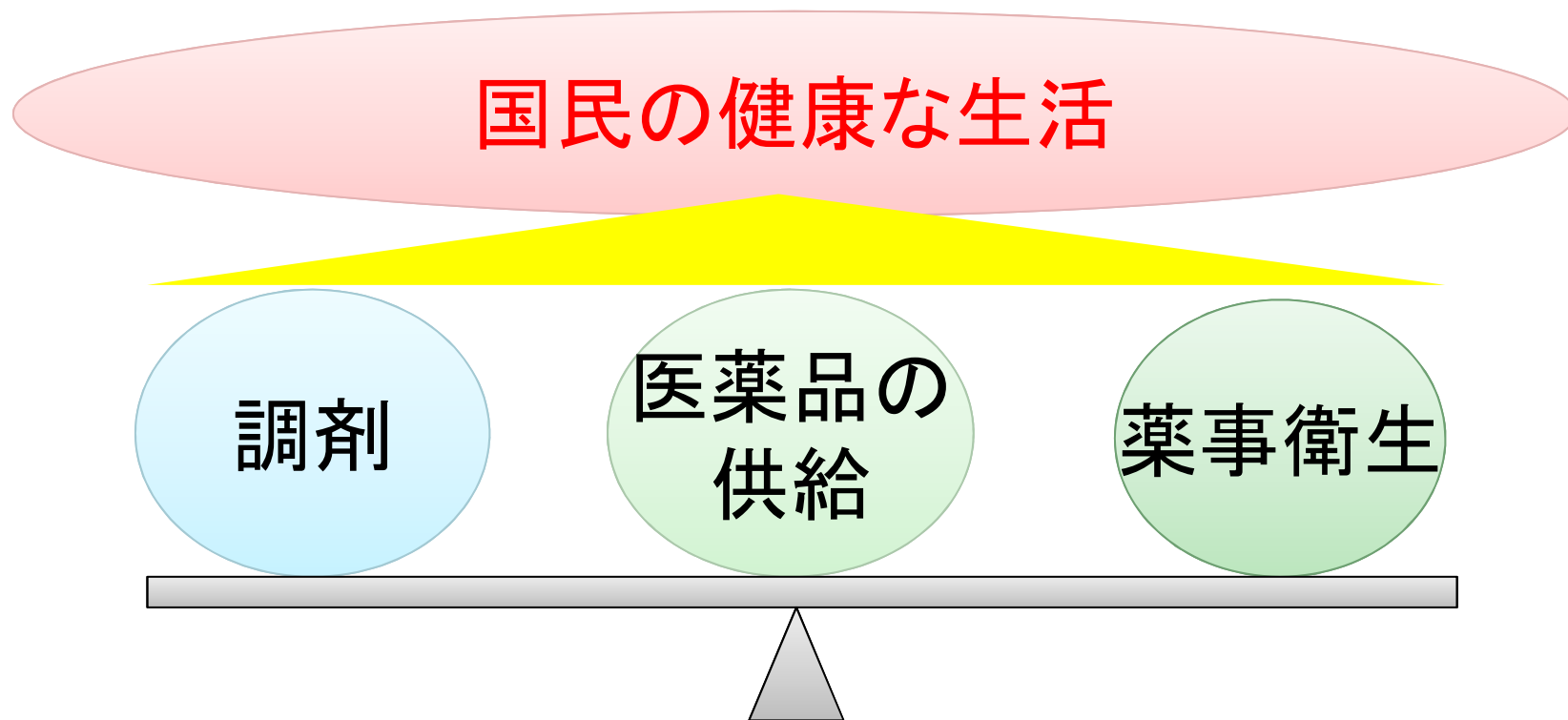
本会会員ホームページより  
ダウンロード可能

# 薬剤師が行う連携とは



# 薬剤師法第一条(薬剤師の任務)

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。



# 対10万人あたり健康サポート薬局数

	人口(千人)	健サポ数	人口10万人あたり 健康サポート薬局数		人口(千人)	健サポ数	人口10万人あたり 健康サポート薬局数
北海道	5,183	159	3.07	京都府	2,561	40	1.56
青森県	1,221	25	2.05	大阪府	8,806	285	3.24
岩手県	1,196	22	1.84	兵庫県	5,432	69	1.27
宮城県	2,290	45	1.97	奈良県	1,315	25	1.90
秋田県	945	39	4.13	和歌山県	914	54	5.91
山形県	1,055	26	2.46	鳥取県	549	9	1.64
福島県	1,812	72	3.97	島根県	665	18	2.71
茨城県	2,852	104	3.65	岡山県	1,876	64	3.41
栃木県	1,921	51	2.65	広島県	2,780	69	2.48
群馬県	1,927	45	2.34	山口県	1,328	47	3.54
埼玉県	7,340	182	2.48	徳島県	712	31	4.35
千葉県	6,275	117	1.86	香川県	942	37	3.93
東京都	14,010	380	2.71	愛媛県	1,321	33	2.50
神奈川県	9,236	189	2.05	高知県	684	20	2.92
新潟県	2,177	55	2.53	福岡県	5,124	113	2.21
富山県	1,025	18	1.76	佐賀県	806	15	1.86
石川県	1,125	40	3.56	長崎県	1,297	33	2.54
福井県	760	14	1.84	熊本県	1,728	45	2.60
山梨県	805	12	1.49	大分県	1,114	31	2.78
長野県	2,033	76	3.74	宮崎県	1,061	13	1.23
岐阜県	1,961	38	1.94	鹿児島県	1,576	21	1.33
静岡県	3,608	60	1.66	沖縄県	1,468	17	1.16
愛知県	7,517	92	1.22				
三重県	1,756	50	2.85				
滋賀県	1,411	26	1.84				

人口推計(総務省統計局・令和3年10月1日現在)より日本薬剤師会にて試算



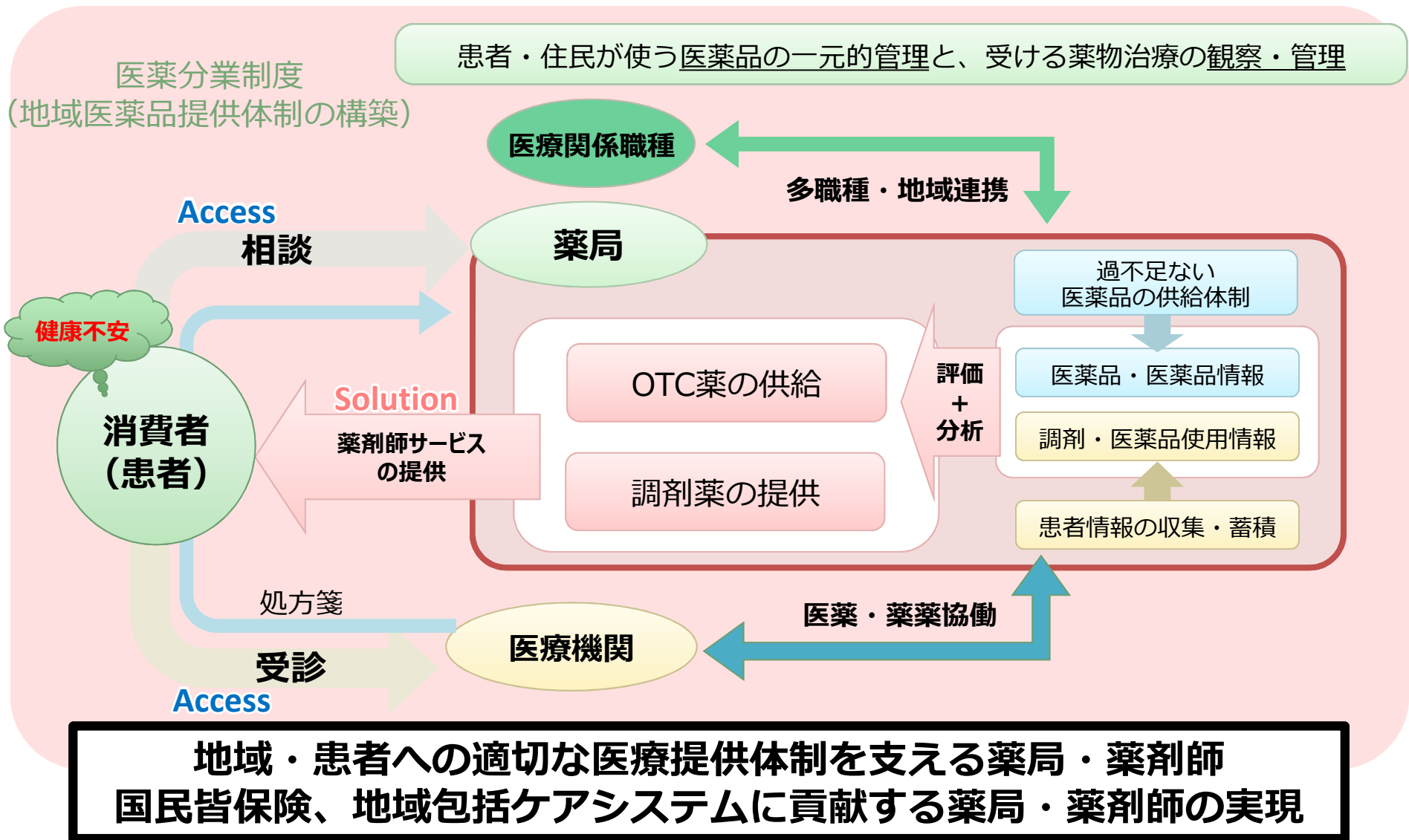
# 対10万人あたり健康サポート薬局数

	人口(千人)	健サポ数	人口10万人あたり 健康サポート薬局数
横浜市	3,772	92	2.44
川崎市	1,541	33	2.14
相模原市	727	12	1.65
横須賀市	380	7	1.84
平塚市	258	2	0.78
鎌倉市	172	8	4.64
藤沢市	443	8	1.80
小田原市	187	1	0.53
茅ヶ崎市	244	1	0.41
逗子市	57	2	3.53
三浦市	41	0	0.00
秦野市	162	5	3.09
厚木市	224	2	0.89
大和市	243	4	1.65
伊勢原市	101	1	0.99
海老名市	139	3	2.15
座間市	132	0	0.00

	人口(千人)	健サポ数	人口10万人あたり 健康サポート薬局数
南足柄市	40	0	0.00
綾瀬市	83	0	0.00
葉山町	31	0	0.00
寒川町	49	0	0.00
大磯町	31	0	0.00
二宮町	27	0	0.00
中井町	9	0	0.00
大井町	17	0	0.00
松田町	10	0	0.00
山北町	9	0	0.00
開成町	19	0	0.00
箱根町	11	0	0.00
真鶴町	7	0	0.00
湯河原町	23	1	4.38
愛川町	39	0	0.00
清川村	3	0	0.00

人口推計(総務省統計局・令和3年10月1日現在)および  
神奈川県ホームページを基に長津試算

# 将来目指すべき薬剤師・薬局の姿、薬剤師の役割



## おわりに

- 日本薬剤師会は、引き続き、薬局の健康サポート機能の向上、健康サポート薬局の推進について取り組んでいく。都道府県・都道府県薬剤師会におかれては、薬局の持つ機能や薬剤師サービスがより一層国民・関係者に理解されるよう、お力添えいただきたい。
- 「地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援することを『薬局の目指す姿』として、かかりつけ薬剤師・薬局機能とあわせて、健康サポート機能の充実・強化に努めていく」ことを達成するために、社会から評価を得られるよう尽力したい。
- 都道府県の医療・介護部局のみならず、健康づくりを所管する部局とも十分に連携いただきたい。薬剤師・薬局はどのライフステージにも寄り添える職種であることを今以上に国民や関係者に理解いただく必要があるため、これまで以上に国民の健康な生活に寄与するような取り組みをお願いしたい。